

2017年10月14日
レストランアラスカ日本プレスセンター店

滄水会 通常総会

1. 開会のあいさつ
2. 議長、書記、選挙管理委員選出
3. 会長あいさつ
4. 資格審査（選挙管理委員）
5. 議案審議
 - 第1号議案 事業報告
 - 第2号議案 決算報告
 - 第3号議案 監査報告
 - 第4号議案 会則改正（案）
 - 第5号議案 事業方針（案）
 - 第6号議案 予算（案）
 - 第7号議案 役員改選
6. 議長、書記、選挙管理委員解散
7. 新会長あいさつ
8. 閉会のあいさつ

滄水会/SOUSUIKAI

1. 事業報告

【総務部門】

①各運営費の管理及び増資の検討

- ・第51期～第57期の終身会費の管理
- ・滄水会ニュース、滄水会賞等運営費の管理
- ・滄水会運営費（増資）のあり方の検討

②滄水会賞に関する審査会及び授与式の運営

- ・平成26～28年度滄水会賞審査会の開催、卒業式にて滄水会賞授与式の運営

③理事会及び部門調整会議の運営

- ・理事会の開催（平成27年度 4回、平成28年度 3回、平成29年度 2回）
- ・部門調整会議（平成27年度 5回、平成28年度 4回、平成29年度 3回）

④職業能力開発総合大学校表彰に関わる滄水会の推薦に関する運用内規の検討

⑤通常総会及び臨時総会の運営

- ・平成29年通常総会の運営

【国際部門】

①留学生メーリングリストの構築及び情報配信

留学生のメーリングリストを構築するために、卒業時の留学生名簿を基にメールを送信した。

②留学生名簿の充実

滄水会名簿を充実させるために、メーリングリストを使い、留学生の現住所等を調査した。その結果、8名から返事があった（タイ2名、スリランカ1名、ベトナム1名、インドネシア4名）

③各国連絡員の選定

各国の連絡員となれる卒業生（留学生）を選定し、連絡員をお願いした。連絡員は8か国（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ラオス、カンボジア、スリランカ）各1名。

【名簿管理部門】

- ①個人情報保護法に従い適切な会員情報の管理及び更新
- ②卒業予定者及び宛先不明者の住所調査

【広報部門】

- ①滄水会ニュースの発行
25号(2015年7月)、26号(2016年7月)、27号(2017年7月)
- ②Webページの管理及び更新(地方支部の活動報告など)
- ③職業大在校生に対する滄水会への入会案内
- ④新たな情報発信手法について検討

【組織部門】

- ①滄水会会員に対して情報発信が円滑におこなえる仕組みとして、「連絡員」体制を構築した。各期・各科の約7割(316人/467人(2017年3月時点))に連絡員を配置し、連絡員を介してメールにより情報発信が可能となった。
- ②「連絡員」体制を活用して、職業大栄誉賞を授与された永守氏の表彰披露の会の案内を行った。

【企画部門】

- ①滄水会賞に関する審査会
平成26～28年度開催(ヒルトン東京)
- ②滄水会懇親会
平成26年10月18日(土)(ブリヂストンクラブ)
- ③卒業生を囲む会
平成27年3月21日(土)(都内某所)/招待者: Zhenyu Liao 氏
- ④職業能力開発総合大学校栄誉賞永守重信氏表彰披露の会
平成28年2月13日(土)(ヒルトン東京)
- ⑤職業大フォーラム滄水会企画講演
平成28年11月12日(土)
講演テーマ: 「ものづくりに携わって ～「はつかり」から「はやぶさ」まで～」
講演者: 浪崎 安治氏(木材加工科10期卒/ (地独) 岩手県工業技術センター)

2. 決算報告

収支決算報告

【収入の部】

2014年10月1日～2017年9月30日
(単位:円)

項目	決算額(イ)	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)	備 考
終身会費	3,017,152	2,150,000	867,152	平成26～28年度卒業製終身会費、前受金利息、卒業生終身会費
維持寄付(会員より)	348,800	800,000	-451,200	
滄水会名簿代金	2,865,290	3,000,000	-134,710	
雑費	3,698	40,000	-36,302	利息
前期からの繰越	18,019,584	18,019,584	0	
合計	24,254,524	24,009,584	244,940	

【支出の部】

項目	決算額(ハ)	予算額(ニ)	増減(ニ-ハ)	備 考
総会費	173,363	500,000	326,637	2014年職業大開催
会員データベース更新・管理費	583,200	600,000	16,800	会員データの修正、新規会員の登録等(200,000×3年間)
新入生入会案内	16,200	100,000	83,800	平成27年度新入生～平成29年度新入生用振込用紙及び封筒作成費用
滄水会ニュース	3,017,402	3,000,000	-17,402	滄水会ニュース(25号～27号)印刷代及び送付代(総会案内を含む)
滄水会賞費	594,208	1,000,000	405,792	審査委員会等
事務費	72,312	400,000	327,688	事務用品、事務補助費等
通信費	137,448	150,000	12,552	郵便料金
会議費	74,220	100,000	25,780	理事会等
部門活動費	37,463	200,000	162,537	講演費用
名簿発行費	4,193,164	4,500,000		
雑費	352,801			慶弔費、口座徴収料負担等、振込手数料、学園祭寄付、永守氏表彰披露寄付、名簿送付代金
合計	9,251,781	10,550,000	1,344,184	
次期繰越	15,002,743			収入合計-支出合計

【特別会計 滄水会基金】

【収入の部】

項目	決算額(ホ)	予算額(ヘ)	増減(ホ-ヘ)	備 考
前期からの繰越	14,112,017	14,112,017	0	前期より定期預金のため解約せず
雑費	7,514	10,000	-2,486	受取利息
合計	14,119,531	14,122,017	-2,486	

【支出の部】

項目	決算額(ト)	予算額(チ)	増減(チ-ト)	備 考
支出	0	0	0	
合計	0	0	0	
次期繰越	14,119,531			収入合計-支出合計

3. 監査報告

会計監査報告

滄水会

会長 服部信治 殿

滄水会会則第13条の4に基づき平成26年10月1日～平成29年9月30日の期間の会計全般について監査した結果、各項目について適切に事務処理されていることを認めましたので報告いたします。

平成29年 9月 30日

滄水会

会計監査 渡邊信公 

会計監査 池田知紀 

4. 会則改正（案）

◆滄水会会則

第1章 総則

第1条 本会は、滄水会という。

第2条 本会は、事務所を職業能力開発総合大学校（東京都小平市小川西町2-32-1）内に置く。

第3条 本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、会員相互の親睦と誘致を図ることをもって目的とする。

第5条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報および会員名簿の発行
- (2) 図書および雑誌の発行
- (3) 講演会および講習会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 第5条に定める事業を行うため必要とするときは、本会に特別な機関を置くことができる。

第3章 会員

第7条 本会会員は、正会員、特別会員および客員とする。

第8条 正会員は、職業能力開発総合大学校長期課程または総合課程を卒業した者および研究課程を修了した者とする。

2. 正会員は、別に定めるところにより会費を納めることとする。

第9条 特別会員は、本会の目的に賛同し、理事会によって推薦を受けた者とする。

第10条 客員は、職業能力開発総合大学校の教職員で、本会の目的に賛同する者とする。

<改正後>

第8条 正会員は、職業能力開発総合大学校長期課程または総合課程を卒業した者および研究課程または長期養成課程のうち職業能力開発研究学域を修了した者とする。

<改正理由> 今後、職業大では長期養成課程のうち職業能力開発研究学域（修士相当課程）を修了した者が輩出されるため。

第4章 役員

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監事 2名

第12条 会長、副会長、理事、および会計監事は、正会員の中より総会において選出する。

2. 役員任期は3年とし、ただし再任を妨げない。
3. 役員に欠員を生じた場合には、理事会においてこれを選出し、その任期は残存期間とする。
4. 役員は、任期が終わっても、後任者ができるまで、その職務を続けなければならない。

- 第 13 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務を処理する。
 4. 理事は、会務を処理する。
 5. 会計監事は、会計事務の監査に当たる。
- 第 14 条 理事の職務を補佐するため、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、正会員の中から会長が指名する者をもってあてる。

第 5 章 会議

- 第 15 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は、3 年に 1 回これを開くものとする。
 3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、また会員 100 名以上から審議事項を添えて請求があったとき、これを開くものとする。
- 第 16 条 総会は、開催日の 3 週間前に議案、日時、場所を公示し会長がこれを召集する。
2. 総会の議長および副議長は、正会員の中より互選する。書記は、議長が指名する。
- 第 17 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 会則、その他の諸規則の制定および変更
 - (2) 事業報告および収支決算の承認
 - (3) 事業計画および収支予算の議決
 - (4) 財産の管理および処分
 - (5) 会長、副会長、理事、会計監事の選出
 - (6) その他本会に関する重要事項
- 第 18 条 総会は、正会員の 1/15 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。
- 第 19 条 理事会は、会長、副会長、理事をもってこれを構成する。
- 第 20 条 理事会は、会長が召集し、その会議の議長となる。
2. 理事会は、前項に規程する構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ審議することができない。
- 第 21 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の議決した事項の執行
 - (2) 総会の提出する議案の作成
 - (3) 特別会員の推薦
 - (4) 支部の設置および廃止の決定
 - (5) 会員および資産帳簿の整備
 - (6) 諸内規の制定
 - (7) その他本会の運営に関する事項
- 第 22 条 本会の会議の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 章 資産および会計

- 第 23 条 本会の資産は次の通りとする。
- (1) 本会の別紙目録記載の財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業にともなう収入
 - (4) 資産から生ずる収益
 - (5) 寄付金
 - (6) その他

第 24 条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第 25 条 本会の会計年度は、10 月 1 日から始まり 3 年後の 9 月 30 日をもって終わるものとする。

第 7 章 支部

第 26 条 支部は、地域別、学科別等会員の分布状態および集合の便に応じて組織するものとする。

第 27 条 支部は、第 2 章に定める目的および事業に準じた活動を行うものとする。

第 28 条 支部には、支部長および支部役員を置く。支部長は、支部活動を推進するとともに、本部、支部の連絡にあたる。

第 29 条 支部の会計は、すべて支部の責任とする。

第 8 章 会則変更

第 30 条 本会則を改廃するときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 解散

第 31 条 本会を解散するときは、正会員の過半数の同意を得なければならない。

第 32 条 本会解散の場合における残余財産の処分は、総会の議決するところによる。

第 10 章 補則

第 33 条 会員は、次の帳簿を閲覧することができる。

- (1) 財産目録
- (2) 会計帳簿
- (3) 総会および理事会の議事録
- (4) 会員名簿

附則

本会則は、昭和 43 年 9 月 16 日より施行する。

昭和 48 年 11 月 18 日一部改正

昭和 51 年 11 月 13 日一部改正

昭和 59 年 10 月 25 日一部改正

平成 2 年 11 月 17 日一部改正

平成 5 年 10 月 30 日一部改正

平成 11 年 10 月 30 日一部改正

平成 20 年 11 月 22 日一部改正

平成 23 年 9 月 10 日一部改正

平成 26 年 10 月 18 日一部改正

<追加>

附則

平成 29 年 10 月 14 日一部改正

◇会費に関する細則

第 1 条 本会の会則第 8 条に規程する会費は、終身会費 10,000 円とし入会時に納入する。

<改正後>

第 1 条 本会の会則第 8 条に規程する会費は、終身会費 20,000 円とし入会時に納入する。

2. これまでに終身会費 10,000 円を納入している満 60 歳以上の正会員は、追加の終身会費 10,000 円を納入する。

<改正理由> 卒業生及び修了生の減少による収入の減少が見込まれ、会の維持・管理に必要となるため終身会費を変更する。

◇選挙に関する細則

第 1 条 本会の会長、副会長、理事および会計監事の選挙は、この細則によって行う。

第 2 条 前項の選挙に関する一切の事務は、選挙のつど選挙管理委員会を設けて行う。

2. 選挙管理委員会は、理事会において委嘱する。

3. 選挙管理委員会は、委員の互選で選挙管理委員長を定める。

第 3 条 選挙は直接無記名投票によって行う。

第 4 条 選挙は、役員定数の連記とし、投票数の多い者を当選とする、但し、立候補者が定数を超えない場合は信任投票とする。

第 5 条 選挙の結果、同点の場合は入会順に、同時入会の者は年齢順によって当選を決める。

第 6 条 選挙管理委員長は、総会開催 30 日前までに役員選挙に必要な事項を公示しなければならない。

第 7 条 役員に立候補しようとする者は、書面により総会の 10 日前までに選挙管理委員長まで届出なければならない。

◇寄付行為に関する細則

第 1 条 この細則は、次に掲げる寄付行為について定める。

(1) 同窓会の維持発展を目的とした寄付行為

(2) 記念事業にかかる寄付行為

(3) その他の寄付行為

第 2 条 会の維持発展を目的とした寄付は、正会員の入会后 20 年ごとに募集することとする。

2. 寄付金は、1 口 5,000 円とする。

<改正後>

第 2 条 会の維持発展を目的とした寄付は、正会員に募集することとする。

<改正理由> 卒業生及び修了生の減少による収入の減少が見込まれ、会の維持・管理に必要となるため正会員全体から募集する。

第 3 条 記念事業にかかる寄付は、そのつど記念事業寄付委員会（以下、実行委員会という）を設けて、募集することとする。

2. 実行委員会は、理事会において委嘱する。

◇入会前受金に関する細則

第 1 条 本会の会則第 8 条に規程する会費を納入するための前受金として、職業能力開発総合大学校に入学した者から会費相当額を徴収する。

2. その者が何等かの理由により卒業に至らない場合は、前受金を返還するものとする。

第 2 条 前受金は、その者の卒業時に会費として本会計に繰り入れるものとする。

◇滄水会賞授与要領

1. 趣旨

職業能力開発総合大学校の同窓会である滄水会は、創立以来30周年を迎えた。

これを機に滄水会は、後進に「科学・技術・技能」の三位一体の職業大魂をさらに一層醸成することを期待するとともにその成果を評価すべく、「滄水会賞」（以下会賞という。）を設けこれを授与するものとする。

2. 受賞対象者

職業能力開発総合大学校の総合課程4学年在籍者で、将来、社会において大いに貢献が期待される者を対象とし、各工学科1名以上にこれを授与する。

3. 推薦基準

(1) 各工学科からそれぞれ1名以上の推薦を受ける。ただし、該当者なしの場合もあり得る。

(2) 推薦を受ける者は次の各号のいずれかに該当すること。

①人物および学業が優秀であること。

②一芸に秀でていること。

4. 会賞候補者受付期間

会賞候補者の受付期間を毎年12月15日から12月31日までとする。

5. 審査委員会

(1) 会賞候補者を厳正に審査するための審査委員会を置く。

(2) 審査委員会の運営要領については、別に定める。

6. 会賞

会賞は、賞状および副賞とする。

7. 会賞授与

会賞は、毎年度当該課程の卒業式当日、滄水会会長から授与する。

8. その他

この要領は、平成8年1月1日から実施する。

平成23年9月10日一部改正

平成26年10月18日一部改正

<改正後>

2. 受賞対象者

職業能力開発総合大学校の総合課程4学年在籍者で、将来、社会において大いに貢献が期待される者を対象とし、各専攻1名以上にこれを授与する。

(1) 各専攻からそれぞれ1名以上の推薦を受ける。ただし、該当者なしの場合もあり得る。

<改正理由>

名称変更のため

◇滄水会賞授与審査委員会運営要領

1. 構成

滄水会関係者（会長、副会長）と職業能力開発総合大学校関係者（校長、副校長、学生部長）で構成する。

2. 審査

審査委員会は、各工学科から受けた被推薦者が会賞授与要領の「3. 推薦基準」に適合しているかを厳正に審査する。

<改正後>

2. 審査

審査委員会は、各専攻から受けた被推薦者が会賞授与要領の「3. 推薦基準」に適合しているかを厳正に審査する。

<改正理由>

名称変更のため

3. 審査日

審査委員会を毎年2月初旬に開催する。

4. 審査基準

- (1) 審査の上、各工学科から1名以上選考することを原則とする。
- (2) 卒業が確実に見込まれる者であること。

<改正後>

- (1) 審査の上、各専攻から1名以上選考することを原則とする。

<改正理由>

名称変更のため

◇職業能力開発総合大学校表彰に係る滄水会推薦要領

1. 趣旨

この要領は、職業能力開発総合大学校表彰規則（平成27年12月16日制定）第3条第1項第1号、2号及び3号の規定に基づき、卒業生の表彰について滄水会として必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

この要領は、表彰に係る滄水会からの推薦について公正かつ円滑に行うとともに、職業大の発展、名誉や信用の向上に寄与した卒業生の功績をたたえることで、母校愛の涵養につながることを目的とする。

3. 表彰の名称

表彰の名称は次のとおりとする。

- (1) 職業能力開発総合大学校栄誉賞
- (2) 職業能力開発総合大学校卒業生功労賞
- (3) 職業能力開発総合大学校卒業生奨励賞

4. 推薦対象

表彰の推薦対象は、滄水会会則（昭和43年9月16日制定）第3章に定める正会員かつ会費を納めた者とする。

5. 推薦基準

表彰対象者の推薦基準は別に定める。

6. 推薦方法

滄水会会則第4章に定める滄水会役員は、前条の推薦基準に該当すると認められる表彰対象者を、その事績が生じた都度、役員の推薦を受けた推薦書（別記様式）により、滄水会事務局に申請できる。滄水会事務局は滄水会理事会の議を経て、受賞するに相応しいと認められた者を、滄水会の推薦候補者とすることができる。

7. 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、職業能力開発総合大学校表彰規則第5条に定める方法（職業能力開発総合大学校の評議会の議を経る）により被表彰者の決定を行う。

8. 表彰

表彰は、職業能力開発総合大学校表彰規則第6条の他に、滄水会会長が副賞を授与することにより行う。

9. 改廃

この要領の改廃は、滄水会理事会の議により行う。

10. その他

この要領は、平成29年10月14日から実施する。

<追加>

職業能力開発総合大学校表彰に係る滄水会推薦要領の追加

<追加理由> 職業能力開発総合大学校表彰規則（平成27年12月16日制定）第3条第1項第1号、2号及び3号の規定に基づき、卒業生の表彰対象者の推薦方法について滄水会として必要な事項を定めたため。

5. 事業方針（案）

【総務部門】

- ①運営費の管理及び増資の検討（寄付金等のあり方検討も含む）
- ②滄水会賞に関する審査会等の運営
- ③理事会及び部門調整会議の運営
- ④通常総会及び臨時総会の運営

【国際部門】

- ①メーリングリストを使った海外在住同窓生への情報発信
- ②インターネットを使った海外在住同窓生との交流の活発化

【名簿管理部門】

- ①個人情報保護法に従い適切な会員情報の管理及び更新
- ②個人情報保護法に伴う「滄水会名簿」のあり方の検討
- ③「不明者リスト」掲載会員数の削減

【広報部門】

- ①滄水会ニュースの発行（28号、29号、30号）
- ②滄水会ホームページの新規開設及びその運営・管理
- ③滄水会ホームページやメールマガジン等による情報発信
- ③各イベントの記録

【組織部門】

- ①「連絡員」を活用して、滄水会活動に関わる情報発信・情報収集の支援
- ②各期・各科の「連絡員」の整備を進め、「連絡員」の配置率の向上
- ③各支部の活動状況の把握と連絡の強化

【企画部門】

- ①職業大在校生と同窓生の交流が活発になるようなイベントの企画及び運営
- ②滄水会賞に関する審査会
- ③滄水会通常総会・臨時総会等の企画・運営

6. 予算（案）

予算（案）		
【収入の部】		
2017年10月1日～2020年9月30日 (単位:円)		
項目	予算額	備 考
前期からの繰越	15,002,743	
終身会費	2,050,000	新入会員(平成29年度卒業生～平成31年度卒業生)等
維持寄付(会員より)	500,000	
滄水会名簿代金	4,200,000	滄水会名簿2020年版
雑費	4,539	利息等
合計	21,757,282	
【支出の部】		
項目	予算額	備 考
総会費	500,000	2017年 アラスカ日本プレスセンター店開催
会員データベース更新・管理費	600,000	会員データの修正、新規会員の登録等(200,000×3年間)
新入生入会案内	100,000	平成30年度新入生～平成32年度新入生用振込用紙及び封筒作成費用
滄水会ニュース	3,000,000	滄水会ニュース(28号～30号)印刷代及び送付代(総会案内を含む)
滄水会賞費	1,000,000	受賞者記念品、審査委員会等
事務費	400,000	事務用品、事務補助費等
通信費	150,000	郵便料金
会議費	100,000	理事会等
部門活動費	200,000	
ホームページ管理費	180,000	平成29年～平成31年分(60,000円×3年)
滄水会名簿発行費	4,200,000	滄水会名簿2020年版
雑費	200,000	慶弔費、口座徴収料負担等、振込手数料、学園祭寄付
次期繰越	11,127,282	
合計	21,757,282	
※2008年以降より懇親会費の項目は削除。懇親会費で残が出た場合には、一般会計収入の部の雑費に計上することとした		
【特別会計 滄水会基金】		
【収入の部】		
収入の部		
項目	予算額	備 考
前期からの繰越	14,119,531	
雑費	852	受取利息
一般会計より振替	0	
合計	14,120,383	
【支出の部】		
支出の部		
項目	予算額	備 考
支出	0	
合計	0	